

川崎市こども誰でも通園制度（仮称）の試行的事業実施要綱

5 川こ保1第1710号
令和6年3月18日付市長決裁

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、「こども誰でも通園制度（仮称）」の創設を見据え、試行的事業の円滑な実施を図るため、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 保育所

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所

（2） 認定こども園

就学前のこどもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園

（3） 家庭的保育事業所

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第22条に規定する家庭的保育事業を行う施設

（4） 小規模保育事業所

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第28条、第31条及び第33条に規定する小規模保育事業所

（5） 事業所内保育所

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第43条及び第47条に規定する事業所内保育事業所

（6） 幼稚園

学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園

（7） 地域子育て支援センター

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業を行う施設

（8） 障害児

特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第2条第5項に規定する1級又は2級の障害等級に該当するこども及び1級から6級までの等級の身体障害者手帳若しくはA1からB2までの区分の療育手帳の交付を受けているこども

第2章 こども誰でも通園制度（仮称）の試行的事業

（事業の目的）

第3条 この事業は、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園事業を実施することにより、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化することを目的とする。

(事業の実施主体)

第4条 この事業の主体は、川崎市及び川崎市が適切に事業を実施することができるものと認められた者(以下「事業実施者」という。)とし、本市における実施については、別に定める。

(事業内容)

第5条 事業内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 事業実施場所

保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、幼稚園、地域子育て支援センター、その他駅前等の利便性の高い場所や空き店舗等、市が適切に事業を実施できると認められた場所とする。

(2) 対象となるこども

市内在住の保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育所、企業主導型保育事業に通園していない0歳6か月から満3歳未満のこども(利用日時点を基準とする。)を対象とする。

(3) 実施日・実施時間

ア 事業の実施日及び実施時間は、需要や受入体制を鑑み、市と事前協議の上、事業実施者が適切に事業を実施できる日時とする。

イ 事業実施者は本事業を利用することが可能である日時について、当該事業を利用しようとする保護者に公開しなければならない。

(4) こどもの受入れ等

ア 事業実施者は、定期利用、自由利用又は定期利用と自由利用の組合せによりこどもを受け入れ、一人当たり月10時間の利用を限度とし、時間単位でこどもを受け入れる。

イ 事業実施者が親子通園を実施する場合は、長期間継続する状態としてはならず、また、利用条件としてはいけない。

ウ 事業実施者は、集団におけるこどもの育ちに着目した支援計画を必要に応じて作成し、日々の保育の状況を記録する。

エ 事業実施者は、対象となるこどもを養育する保護者に対して必要に応じて面談や子育てのアドバイスをを行うほか、実際に目の前で育児の様子を見てもらう機会を設ける。

オ 事業実施者は、利用中に配慮が必要であると確認した家庭について、市に報告するとともに、市と協力し、関係機関との連携に努める。

(5) 事業実施者は、以下の類型から実施方法を選択する。ただし、ウに掲げる類型については、第2条第1号から第6号に定める施設のみ実施可能とする。

ア 一般型(在園児合同) 施設の定員と関わりなく受け入れ、在園児と合同で保育を行う方法

イ 一般型(専用室独立実施) 施設の定員と関わりなく受け入れ、在園児とは別室で保育を行う方法

ウ 余裕活用型 施設の定員に達していない場合に、定員の範囲内で受け入れ、保育を行う方法

(遵守すべき基準)

第6条 事業実施者は、次の各号に掲げる基準を遵守することとする。

(1) 下記の施設等のうち、余裕活用型において実施する場合、児童福祉法施行規則第36条

の35第1項第3号に定める設備及び運営に関する基準等を遵守すること。

- ア 保育所
- イ 認定こども園
- ウ 家庭的保育事業所
- エ 小規模保育事業所
- オ 事業所内保育事業所

- (2) 前号以外の一般型において実施する保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、又は幼稚園、地域子育て支援センター等の場合、児童福祉法施行規則第36条の35第1項第1号イ、ニ及びホに定める設備及び保育の内容に関する基準を遵守すること。

(職員の配置)

第7条 職員配置は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 下記の施設等のうち、余裕活用型において実施する場合、施設ごとの職員配置基準により、当該保育所等を利用する乳幼児と当該事業の利用児童数を合わせた人数に応じ算出した保育従事者を配置すること。

- ア 保育所
- イ 認定こども園
- ウ 家庭的保育事業所
- エ 小規模保育事業所
- オ 事業所内保育事業所

- (2) 前号以外の一般型において実施する保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、幼稚園、地域子育て支援センター等の場合、川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第47条第2項の規定に準じて保育従事者を配置し、そのうち保育士を1/2以上とすることとし、当該保育従事者の数は2名を下ることはできない。ただし、当該保育所等と一体的に事業を実施し、保育所等の職員（保育従事者に限る。）による支援を受けられる場合には、保育士1名で処遇ができる乳幼児数の範囲内において、保育従事者を保育士1名とすることができる。

また、1日当たり平均利用児童数（年間延べ利用児童数を年間開所日数で除して得た数をいう。以下同じ。）がおおむね3人以下である場合には、家庭的保育者（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）を、保育士とみなすことができる。これに加え、1日当たり平均利用児童数がおおむね3人以下であることに加え、当該保育所等と一体的に事業を運営し、保育所等を利用している乳幼児と同一の場所において当該事業を実施する場合であって、当該保育所等の保育士による支援を受けられる場合には、保育士1名で処遇ができる乳幼児数の範囲内において、保育従事者を「子育て支援員研修事業の実施について」（平成27年5月21日雇児発0521第18号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」の5（3）アに定める基本研修及び5（3）イ（イ）に定める「一時預かり事業」又は「地域型保育」の専門研修（以下、「子育て支援員研修」という。）を修了した者（以下「子育て支援員」という。）1名とすることができる。ただし、当該

保育所等を利用している乳幼児と同一の場所において事業を実施する場合であっても、保育所等を利用する乳幼児と当該事業の利用児童数を合わせた人数に応じ、川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第47条第2項の規定に準じて保育従事者を配置すること。

(研修の受講等)

第8条 研修の取り扱い等については、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 保育士以外の保育従事者の配置は、以下の研修を修了した者とする。

ア 子育て支援員研修を修了した者

イ 子育ての知識と経験及び熱意を有し、「家庭的保育事業の実施について」（平成21年10月30日雇児発1030第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「家庭的保育事業ガイドライン」の別添1の1に定める基礎研修と同等の研修を修了した者。ただし、令和6年3月31日までの間に修了した者とする。

(2) 前号の研修は、委託先の管理者も受講をすること。

第3章 事業実施までの流れ

(事業の事前協議等)

第9条 本事業を実施しようとする者は、市長に事前協議の上、実施届出書（第1号様式）により、事業の実施について届出をするものとする。

(事業実施者の決定)

第10条 市長は、前条に基づく事業の事前協議及び実施届出があったときは、この要綱等に基づき審査をし、実施の可否を決定する。

第4章 補助金

(補助の対象及び補助金額)

第11条 補助の対象及び金額は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 補助の対象者は、第10条の規定に基づき審査を受け、実施決定された事業実施者とする。

(2) 補助の対象経費は、別表に定める事業の実施に必要な経費とし、人件費のほか、事務費（通信費、印刷消耗品費、旅費等）、事業費（給食費、保育材料費、光熱費等）及び賃借料とする。

(3) この事業の補助金額は、別表に定める額の範囲内とする。

(補助金の交付申請)

第12条 この要綱に定める補助金の交付を受けようとする者は、補助額交付申請書（第2号様式）により、市長に申請するものとする。

(補助金の決定)

第13条 市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、速やかに補助金の交付を決定するものとする。

(補助金の交付の条件)

第14条 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 事業に要する経費の配分又は事業の内容の変更（市長が定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けるべきこと。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けるべきこと。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けるべきこと。
- (4) その他市長が必要と認める条件
(補助金の決定の通知・交付)

第15条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、補助金の交付の申請をした者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

- 2 前項により決定した補助金の交付は、申請者が事業を円滑に行えるよう概算払いとすることができるものとする。
(補助金の申請の取下げ)

第16条 申請者は、前条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、市長が別に定める期日までに申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかつたものとみなす。
(計画の変更)

第17条 補助金額に変更が生じたときは、補助額変更交付申請書（第3号様式）により、3月末日までに市長にその申請をしなければならない。

- 2 前5条の規定は、前項の場合において準用する。
(執行状況報告)

第18条 補助金の交付を受けた者は、補助事業の円滑な遂行を図るため、その執行状況について、執行状況報告書（第4号様式）により、3月末までに市長に報告しなければならない。ただし、前条の規定による変更の申請を行う場合は、これを省略することができるものとする。

(実績報告)

第19条 この補助金の交付を受けた者は、当該事業の実績報告を翌年度の4月末日までに、実績報告書（第5号様式）により、市長に行わなければならない。

(補助金の額の確定)

第20条 市長は、事業の完了又は廃止に係る事業の実績報告を受けた場合において、その報告に係る事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。

(交付決定の取消)

第21条 市長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等に基づき市長が行った指示若しくは命令に違反したとき。

(補助金の返還)

第22条 前条による補助金の交付の決定の取消があったときは、市長は、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期間を定めて、その返還を命ずるものとする。

(書類の整備等)

第23条 この補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から、5年間保管しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第24条 この補助金の交付を受けた者は、事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(第6号様式)により、速やかに市長に報告しなければならない。ただし、補助金の交付を受けた者が全国的に事業を展開する組織の支部、支社、支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等が消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部、本社、本所等の課税売上割合等の申告に基づき報告を行うものとする。

2 前項の報告があった場合は、この補助金の交付を受けた者は、前項の仕入控除税額から補助金の額の確定時に減額した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を控除した額を返還するものとする。

第5章 事業実施における手続き

(利用登録)

第25条 本事業を利用しようとする保護者は、利用しようとするこども毎に利用登録申請書(第7号様式)に必要事項を記載し、事業実施者に登録申請をする。ただし、対象期間内において複数の施設を登録することはできないものとする。

2 事業実施者は、新たな利用登録があった場合は、登録日が属する月の翌月までに市長に登録者の情報を報告するものとする。

(利用申請)

第26条 本事業を利用しようとする保護者は、事業実施者へ利用申請を行うものとする。事業実施者は、利用申請があった場合には、利用可能枠の範囲において当該こどもの受け入れをしなければならない。ただし、職員配置及び事業所の機能等の正当な理由により事業の提供が困難である場合には、その具体的な理由とともに必要な情報を市長に報告し、市長は、正当な理由か否かについて、事業実施者及び利用者の状況を総合的に判断して行うものとする。

(利用決定)

第27条 利用申請を受けた事業実施者は、前条の規定に基づき、利用の決定を行い、保護者に通知するものとする。

(利用登録の取消)

第28条 事業実施者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第25条の登録を取り消すことができる。

- (1) 利用登録している事業実施者とは別の事業実施者に利用登録をするとき。
- (2) 転居等により利用登録している事業実施者に継続して預けることができなくなったとき。
- (3) 第5条第2号の要件に該当しなくなったとき。
- (4) 虚偽の申請その他不正な手段により利用したとき。
- (5) やむを得ない理由により当該児童の保育を継続することが困難であると市長が認めるとき。

(健康状態の確認等)

第29条 事業実施者は、利用登録時にこどもの健康状態を保護者から十分聴取する等、利用するこどもの処遇に支障がないよう留意するものとする。

(利用状況の管理及び報告)

第30条 事業実施者は、対象児童の利用状況を利用状況報告書(第8号様式)により市長に報告するものとする。

(保護者の費用負担)

第31条 保護者は、事業者の定めた1時間当たりの利用料金(300円程度)に加えて、飲食物費等の実費相当額を負担するものとする。ただし、利用料金については、市内在住の被保護世帯のこども、市民税非課税世帯のこども、年収360万円未満世帯のこども、要保護児童対策協議会に登録された要支援児童及び要保護児童のいる世帯、その他市町村が特に支援が必要と認めた世帯のうち、市町村がそのこども及び保護者の心身の状況及び養育環境等を踏まえ、適当であると認められる場合に、本事業に係る利用者負担額を1時間当たり300円を上限に軽減する。

2 前項に規定する保護者が負担する金額については、事業実施者に保護者が直接支払うものとする。

3 第5条第4号アにおいて定められているこども一人当たりの月当たりの上限時間を超えたときは、1時間(1時間に満たない時間があった場合は、1時間に切り上げるものとする。)当たり1,150円程度の利用料金とする。

(その他の留意事項)

第32条 事業実施者は、事業を実施するにあたり、次の各号に掲げる事項につき留意するものとする。

- (1) 保育中に事故が生じた場合には、「特定教育・保育施設等における事故の報告等について(平成29年11月10日付け府子本第912号・29初幼教第11号・子保発1110第1号・子子発1110第1号・子家発1110第1号通知)」に従い、速やかに報告すること。
- (2) 本事業の実施中に指導・監督上の不注意等によって生じた事故により利用者の身体・生命を害し、又は財物を破損した場合に法律上の損害賠償責任を負うことによって被る損害等について、必要な保険については適切に加入すること。
- (3) 事前に利用申請があった利用日時において、対象児童の通園が確認できない場合は、

電話等により保護者に連絡をとり、利用の有無等を確認する。特に、支援が必要な家庭等のこどもの利用がない場合には、関係機関と情報共有し、適切に対応すること。

- (4) 要支援児童等の不適切な養育の疑いを確認した場合には、関係機関に情報を共有するとともに、協働対処による相談支援を行うなど、適切な支援を行うこと。
- (5) 給食等の提供については、事業実施者の判断とするが、利用者に対応状況が分かるよう周知を行うとともに、提供を行う場合においては、衛生管理やアレルギー対応等、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」等に準じて適切な実施に留意すること。
- (6) 当日のキャンセルについては、利用したものとみなし、一人当たり10時間の利用時間枠から減ずるものとし、別表に定める児童受入分の補助金の対象とする。利用料の取り扱いについては、原則徴収するものとし、利用者に利用登録の際に適切に説明すること。
- (7) 事業の実施に際して得られた個人情報については関係法令等に基づき、適正に管理し、他に漏らさないこと。事業終了後も同様とする。
- (8) 川崎市の本事業に係る指導監督員は、事業実施者の施設を巡回し、適正な事業実施に係る助言等を行い、事業実施者は当該助言等に適切に対応する。
- (9) 本事業は試行的事業であるため、事業実施者は、事業の利用状況、効果や課題、利用者や保育者の声などについて情報収集を行い、適宜川崎市に情報提供する。また、川崎市からの要請があれば、事業検証のための会議等に参加しなければならない。

(補則)

第33条 この要綱に定めるもののほか事業の実施に関して必要な事項は、こども未来局長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和6年3月18日から施行する。

(令和6年3月18日5川こ保1第1710号市長決裁)

別表

補助項目	補助要件	補助基準額
児童受入分	第5条第2号に定めるこどもを受け入れた場合	対象児童 一人1時間につき 850円
障害児受入分	第2条第8号に定める障害児を受け入れ、職員配置基準に加えて職員を配置した場合に児童受入分に加算するもの	対象児童 一人1時間につき 400円
利用料減免分	第31条第1項に定める利用者負担を減免した場合	対象児童 一人1時間につき 300円（上限）
賃借料補助	民家・アパート等を活用して、新たに実施した又は実施する場合に必要な賃借料※1（開所前月分の賃借料及び礼金を含む。）	1施設 年額 3,066,000円※2

※1 既存施設の一部を共用して事業を実施する場合は、賃借料補助の対象外とする。ただし、当該部分を切り離して、共用せずに当該事業所を開所する場合は賃借料補助の対象とする。

※2 事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、年額3,066,000円に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）を上限とし補助を行う。